

武雄市広告付き番号案内表示システム等設置業務仕様書

1 目的

広告付き番号案内表示システム及びフロア案内システム（以下「システム」という。）は、武雄市役所窓口の市民サービスの向上、窓口の混雑緩和及び待ち時間の快適化並びに新庁舎の案内機能の充実を目的に導入するものである。

2 運用期間

平成 30 年 5 月から平成 41 年 3 月 31 日までとする。ただし、武雄市（以下「市」という。）とシステム提供者間で合意したときは、期間を定めて延長することができる。

3 設置する機器等の仕様

(1) 設置場所

佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10 武雄市役所 1 階フロア

※ 設置場所は、提案内容に明示し、候補者決定後、協議の上決定する。

(2) システムの構成及び機能

システムの構成及び機能については次のものを基本とする。

① 番号札発券機 1 台

ア 来庁者の手続き内容（各種届出及び証明書申請等）に応じて番号札を発券できること。

イ 市民ホールに設置し、手続き内容ごとの通し番号を印字することができること。

ウ 発券カードは窓口ごとで番号設定・通し番号（1 番～9999 番）を表示するもの。

② 受付番号呼び出し器、受付番号案内表示モニター 各 2 台以上

ア 来庁者が所持する番号札に記載された番号を音声等により窓口に呼出しすることができること。

イ 受付番号呼び出し器については、画面タッチによる操作が可能で、職員が持ち運びが可能であること。

ウ 受付番号案内表示パネルについては、4 桁表示が可能であること。また、来客から見やすい白色 LCD（液晶ディスプレイ）による表示であること。

エ モニター表示部分に短い文章のお知らせ等のテロップが掲載できること。

オ モニターの設置に当たっては落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。

③ 交付番号呼び出し器、交付番号案内表示モニター 各 1 台以上

ア 機器は薄型で場所を取らないもので、モニターの表示部分は 30 インチ以上とし、画面表示サイズは、協議の上決定するものとする。

イ 番号表示と音声等による呼び出しを行うことができること。

ウ モニター表示部分に短い文章のお知らせ等のテロップが掲載できること。

エ モニターの設置に当たっては落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。

④ 広告付き行政情報モニター 1 台以上

ア 機器は薄型で場所を取らないもので、モニターの放映部分は 30 インチ以上とし、画

面表示サイズは、協議の上決定するものとする。

イ 機器の設置に当たっては落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。

ウ 放映時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、窓口延長または休祝日に業務が実施された場合は、時間を延長する。

エ 業務に支障のない音量設定とする。ただし、必要に応じて市が音量調整を行うことができるものとする。

オ 全放映枠のうち、一定程度の行政情報枠を確保すること。

カ 市から提供した素材をもとに行政情報を編集し、広告と組み合わせて放映すること。ただし、放映する映像は、あらかじめ市の審査を受けるものとする。

⑤ フロア案内モニター 1台以上

ア モニターの表示部分及び画面表示サイズは提案によるものとする。

イ 部署、業務及び手続により担当部署を検索し、庁舎内を案内することができるものとする。

4 行政財産の使用許可及び使用料等

(1) システム提供者が広告付き行政情報モニター及びこれに関連する表示板等を設置するときは、武雄市公有財産規則（平成18年規則第53号）に基づく使用許可をその設置期間について受けること。

(2) システム提供者が広告付き行政情報モニター及びこれに関連する表示板等を設置したときは、武雄市行政財産使用料条例（平成18年条例第56号）及び武雄市公有財産規則に基づく使用料及び電気料（実費）を負担すること。

(3) 広告付き番号案内表示システム等の設置、修理、撤去、移設、増設等に係る費用及び工事費は、システム提供者が負担するものとする。

(4) システム運用に係る一切の消耗品は、システム提供者が負担するものとする。

5 広告の審査、放映条件等

(1) 次の各号のいずれかに該当する広告は、放映しない。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの及びこれに類するもの

② 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

③ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

④ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

⑤ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

⑥ 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に係るもの

⑦ 意見広告又は名刺広告

⑧ その他放映することが不相当と市長が認めるもの

(2) 広告付き行政情報モニター等に広告を掲載する広告主及びその広告の内容について、事前に市へ報告すること。

(3) 掲載する広告の募集に当たり、システム提供者自らが広告の募集者であることを明確にす

るとともに、市が広告の募集者であるかのような誤解を与えることのないよう十分配慮すること。

6 緊急時の対応

システムが使用できなくなったときは、速やかに正常な稼働状況に戻すため、故障箇所を修繕し、又は代替機を設置すること。また、そのための体制を構築すること。

7 研修等の実施

- (1) 導入するシステムの操作マニュアルを作成するとともに、別途指定する日までに職員に対し、操作研修を実施すること。
- (2) 機器の使用方法等に関し、利用する職員等からの要請に応じ、適宜、電話や電子メール等により助言を行うこと。

8 その他

(1) 設置場所等

機器の設置場所は、庁舎内の施設や機器に支障のないように考慮すること。また、システム設置期間内であっても、庁舎のレイアウト変更及び組織機構見直し等により、設置場所の変更及び増設を行うことがあるものとする。

(2) 管理責任者の配置

システム運用に係る管理責任者を定め、業務の全般にわたり、業務管理を行うこと。

(3) 秘密の保持

システム提供者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(4) 損害賠償

システム提供者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、システム提供者がその損害を賠償しなければならない。

(5) 設置の中止

市はシステム提供者が協定書の規定に違反していると認めたときは、機器等の設置を中止するものとする。

(6) 疑義

本仕様書及び協定書等に定めのない事項については、必要に応じて市とシステム提供者が協議して定める。また、システムの円滑な運用を図るため、協議後は記録簿を作成し、相互に確認すること。